

(別紙1)

「地理情報システム（公害情報管理）セットアップ業務及び保守運用委託」
詳細仕様書

本書は「地理情報システム（公害情報管理）セットアップ業務及び保守運用委託仕様書」の規定により、委託内容の詳細について定めるものである。

1 プロジェクト管理

(1) プロジェクト計画書の策定

受託者は、本契約の締結後、速やかに台東区と協議の上、スケジュール、プロジェクト体制、台東区及び受託者の役割分担等を定める「プロジェクト計画書」を策定する。

(2) 課題及びリスク管理

本契約中に発生した課題及びリスクは、受託者が全工程にわたり管理表で管理し、台東区と協議の上、対策案の検討及び対応状況を確認する。

(3) セキュリティ管理

ア 個人情報

受託者は、本契約を遂行するにあたり知り得た台東区の取り扱う個人情報について、台東区の個人情報取扱い規則、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令の規定により厳重に管理し、台東区の承諾を得ることなしに第三者へ開示してはならない。

イ 秘密情報

台東区及び受託者は、相手方から秘密と指定して開示された情報（以下「秘密情報」という。）について秘密を保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者（受託者が本業務の遂行を委託する第三者を除く。）に開示してはならない。

ウ 秘密情報の使用等

やむを得ず当該情報の使用、複製及び改変を要するときは、本契約の目的の範囲内でのみこれを行う。ただし、本契約の終了後速やかに相手方に返却又は自らの責任で消却しなければならない。

エ 開示方法

台東区及び受託者は、秘密情報としての取り扱いを要する情報を相手方に開示する場合、以下に定める方法によりこれを行う。

(ア) 文書で提供する場合

台東区は、その文書上に秘密性の高いものから順に「機密性3」、「機密性2」又は「機密性1」と表示し、受託者は、「●●秘」または「▲▲▲▲ Confidential」と表示して相手方に提供する。

(イ) 記録媒体で提供する場合

当該記録媒体の表面上に前項の表示を付すとともに、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式又はその他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）により前項の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により記録し、相手方に提供する。

(ウ) 口頭で開示する場合

開示の際、当該情報が秘密情報としての取り扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後14日以内に前2項に定めるいずれかの方法により相手方に提供する。

オ 適用除外する秘密情報

以下のいずれかに該当する秘密情報には、本書の適用を除外する。

- (ア) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報。
- (イ) 相手方から開示された秘密情報によることなく受領当事者が独自に開発した情報。
- (ウ) 公知の情報。開示を受けた後、受領当事者の責によらず公知となった情報。
- (エ) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。

2 システムの要件

(1) 地理情報システムについて

受託者は、多くの自治体で利用実績があり、台東区の業務運用の円滑化に最適な地理情報システムを導入する。この場合において、台東区の業務運用と地理情報システムにギャップが生じたときは、受託者は台東区に対し、地理情報システムパッケージに適合した運用代替案を提示する。

(2) 機能要件

受託者は、区が提示する機能要件及び非機能要件の実現にあたり、台東区に対し、実施方法、操作手順及び詳細仕様を提示し、承認を得なければならない。

(3) システムセキュリティ

ユーザ権限の設定

システムへのログイン方法は、ID・パスワード認証によることを前提とする。

(4) アカウント付与

付与するアカウント数は契約年度に台東区役所環境清掃部環境課に属する全職員数（25名ほど）とする。

(5) システム本稼働開始時期は令和8年7月中とする。システム導入作業中に本稼働開始時期が変更になるおそれがある場合は、受託者は台東区とその旨について協議する。

3 データ移行

台東区は、受託者に対し、移行するデータ（Word ファイル：1000件 ※台東区内解体工事に対する区民からの問い合わせ履歴）を提供する。また、台東区は受託者に独自の観点又は方法によるデータ検証を指示することができ、受託者は可能な限り対応しなければならない。

(1) 対象データ

対象となるデータは、受託者が事前に不要資産を整理し、新システムで必要なもののみを移行する。外部機関との連携又は受け渡しをしているデータが存在する場合については、台東区が外部機関と調整する。

(2) データ検証

受託者は、台東区にデータ検証結果を提示し、台東区はその合否判定を行う。最終的なデータ検証作業は、台東区の上承をもって完了とする。

(3) エラーデータ

データ移行にあたりエラーが検出された場合、受託者は一覧を作成し、台東区に報告する。

(4) 不足データ

データ移行に際し、新システムで不足項目が発生した場合の補記作業は、台東区と受託者が協力して対応する。

4 研修

(1) 操作研修の開催

台東区は、新システム利用者に対する操作研修及び運用研修を主催し、会場や機器（プロジェクタ、スクリーン、ネットワーク、パソコン、プリンタ等）を準備する。

(2) 操作方法の説明及び研修マニュアルの整備

受託者は、事前に操作マニュアルを用意するとともに、新システムの利用者に対し、その操作方法及び台東区の業務フローを踏まえた運用方法の説明を行う等、台東区の支援を担う。

(3) 研修の形態

研修の形態は、原則として集合研修を1回実施し、時間等の詳細は研修計画で調整する。

5 納入物件

受託者は、以下のドキュメントを台東区に納入する。全ての文書を日本語（専門用語及び略字の使用を最小限にし、できるだけ分かりやすい表現で記述。）で作成し、電子データを CD-R 又は DVD-R 等の媒体に格納して2部提出する。

(1) プロジェクト管理

| 項 | 納入物件 | 納品時期 |
|---|-----------|--------------|
| 1 | プロジェクト計画書 | 契約締結日より14日以内 |
| 2 | 議事録 | 随時 |
| 3 | 進捗管理表 | 随時 |
| 4 | 品質保証書 | 令和8年7月上旬 |

(2) 研修

| 項 | 納入物件 | 納品時期 |
|---|-----------|----------|
| 1 | 利用者用マニュアル | 令和8年7月上旬 |

6 権利の帰属

本契約に基づく資産等の取り扱いには以下のとおりとし、台東区及び受託者それぞれに留保する著作権等が、第三者の権利を侵害していないことを相互に保証し、第三者との間で紛争が生じた場合は、台東区及び受託者それぞれの責任及び負担において解決する。

(1) プログラムの著作権等

受託者が従前から有していたプログラムのほか、本業務で開発を行ったカスタマイズプログラム又は新規作成プログラムのうち、受託者のパッケージとして取り込める機能についての一切の知的所有権に関して、著作権法第21条から第28条の規定による権利を含む全ての著作権は、受託者に留保する。受託者のパッケージとして取り込まない機能（台東区固有機能）の著作権は、台東区と受託者で共有する。

(2) ドキュメント

本業務実施にあたり受託者が作成し、台東区に納品した各ドキュメントの知的所有権は、受託者に留保する。受託者は、台東区が正当な業務の執行に付随するものとして、本書に定める秘

密情報の取り扱いに従って行う当該ドキュメントの取り扱いを容認するものとする。

(3) 使用権

台東区は、本業務において導入する新システムで使用するソフトウェアライセンス等について使用権を保有する。ただし、台東区はパッケージソフトウェア販売元が別途定める利用条件(使用許諾契約書等)に従わなければならない。

(4) 本事業実施にあたり利用したデータ

新システムで利用するデータについて、受託者のパッケージ内部のみで利用するコード等のデータ以外は、台東区が所有権を有するものとし、台東区の指示がある場合、受託者は速やかにデータを返却しなければならない。ただし、返却に係る費用については、台東区と受託者の協議の上、受託者は合意した金額を台東区に請求できる。

7 その他

(1) 資料提供

現行業務及び現行運用等の内容及び不明点に関し、受託者は台東区に確認することができる。台東区は、新システムの開発に必要となる受託者からの問い合わせ及び資料要求に対し、誠実に対応しなければならない。ただし、受託者が求める資料等に個人情報が含まれる場合は、台東区はこれを拒否又は提供方法等に一定の制限を課することができる。

(2) 仕様の見直し

以下の事項に係る仕様の見直しを行う場合、受託者は、納期、費用及びその他の契約条件等について再見積を行い、台東区及び受託者は、当該見積に基づき、実施内容(実施の可否も含む)について協議する。当該協議の期間中に、受託者は台東区の同意を得て、協議対象の開発等に係る作業を中断することができ、協議の結果、実施内容に合意した場合には、当該変更内容を明確にし、必要に応じて変更契約を締結する。協議に相当の期間を経ても合意に至らない場合、台東区と受託者の協議の上、本契約の全部、または一部を解除することができる。ただし、台東区は解除日までの受託者の成果について検査を行い、検収した部分について引渡しを受けるものとし、当該部分に要した費用の算出が可能である場合に限り、台東区は当該部分に係る費用を受託者に支払わなければならない。

ア システム化対象範囲を見直しする場合。

イ 納期、費用、納入物件又はスケジュール等を見直しする場合。

ウ 詳細仕様の確定後にカスタマイズ対応含めた開発規模を増減させる場合。

エ 台東区の作業体制が確保できない場合。

オ 対象データ量が著しく増加し、機器の増強が必要な場合。

カ 性能、信頼性又はセキュリティ要件を変更する場合。

キ 受託者の製品外又は作業外の不具合に対応する場合。

ク 天災地変、電気、ガス又は水道の供給停止、電気通信回線の遮断、交通機関の麻痺、感染症の蔓延若しくはその他受託者の責めに帰すことができない事由により、長期間受託者が業務を十全に遂行できない場合。

(3) 特記事項

ア 本書と、別紙の仕様書又は電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項に異なる定めがある場合には、本書の記述を優先する。

- イ 本書の内容等に疑義が生じた場合、台東区と受託者は本契約に基づき信義に従い、誠実に協議し、円満な解決に努めなければならない。
- ウ 本契約に関して、受託者が負う損害賠償責任は、台東区が被った直接の結果として現実に被った通常損害に限るものとし、受託者の予見の有無を問わず特別の事情による責任を負わないものとする。また、その請求原因の如何にかかわらず、本契約頭書に定める契約金額を限度とする。